

14 . 通商分野

通商（１）	関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の修正【新規】		
規制の現状	<p>関税定率法において、関税評価の対象から除外できるソフトウェアの定義は、「データ処理機器の運用に関係する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、データ処理機器に組み込まれているもの（略）は含まない」となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 関税評価の対象から除外できるソフトウェアの定義に関して、「データ処理機器に組み込まれているもの（略）は含まない」という部分を削除すべきである。</p> <p>（理由） この定義の基となった国際合意（1984年GATT関税評価委員会決定）においては、「データ処理機器に組み込まれているもの（略）は含まない」とは書かれておらず、この国際合意に基づく米国の決定（T.D.85-124 July 8, 1985）においても、こうした規定はなく、規制の根拠が不明確である。</p> <p>わが国の定義によると、HDDに記録されたソフトウェアは、「データ処理機器が組み込まれているもの」と解釈される余地が残り、事業活動を行なう上で不可欠な明確性、安定性に欠ける。</p> <p>「データ処理機器に組み込まれているものは含まない」という部分が削除されれば、解釈が明確となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>関税定率法基本通達第二節４－５（２）イ （平12第235号、第652号）</p>		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	関税局関税課

通商（２）	フラッシュメモリーカード(シリコンメディア)の関税評価対象からの除外【新規】		
規制の現状	<p>G A T T 関税評価委員会決定、及びそれを受けたわが国の関税定率法において、記録されたソフトウェアの価額を関税評価の対象から除外できるキャリアメディアの定義は、「磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない」となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ソフトウェアを関税評価の対象から除外できるキャリアメディアに、フラッシュメモリーカード(シリコンメディア)を含めるべきである。</p> <p>（理由） フラッシュメモリーカードは、記録されたデータ又は命令の一時的な貯蔵手段であり、データ又は命令を使用するためには、買い手は、これを自己のシステム又はデータベースに移し替えるか再生しなければならないというキャリアメディアの定義の要件に合致しているが、集積回路、半導体及び類似のデバイスを組み込んでいることから、上記定義によれば、キャリアメディアとして扱われない。しかし、記録メディアとしての使われ方は、従来のテープ・メディア及びディスク・メディアと比べて基本的に異なるところはない。</p> <p>また、G A T T の決定時(1984年)には、フラッシュメモリーカードは存在しなかったため、当時の技術的な論拠が成立しない上、新たな技術を利用した製品が不利な競争条件下に置かれることとなっている。</p> <p>フラッシュメモリーカードに記録されたソフトウェアが、諸外国においても関税評価の対象から除外されれば、わが国企業による輸出が増大することが期待される。</p> <p>国際合意の実現に向け、W T O（世界貿易機関）及びW C O（世界税関機構）の場において、諸外国に働き掛けていくことも必要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>G A T T 関税評価委員会決定（1984年9月24日） 関税定率法基本通達第二節4 - 5（2）ロ （平12第235号、第652号）</p>		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	関税局関税課

通商（３）	W T O 政府調達協定の適用対象機関からの N T T グループ各社の除外		
規制の現状	<p>N T T グループ各社は、民営化されているにもかかわらず、「W T O 政府調達に関する協定」において、同協定の適用対象機関として定められている。</p> <p>また、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」及び「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」が、わが国の自主的措置として定められ、協定対象機関による入札の手続等が詳細に規定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>N T T グループ各社（N T T、N T T 東日本、N T T 西日本、N T T コミュニケーションズ）を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、特殊法人ではない N T T コミュニケーションについては、早期に適用対象機関から除外すべきである。</p> <p>（要望）</p> <p>N T T グループ各社は、通信業界を取り巻くグローバルな競争が進展する中、すでに民営化された株式会社となっているにもかかわらず、政府調達協定に基づく煩雑な手続きを行なうことにより、官報掲載、契約、調達の納期または竣工までに多大な時間とコストを要し、大きな負担を強いられることとなる。</p> <p>例えば、自主的措置として定められている「物品に係わる政府調達手続き」では、入札広告から落札までの期間は 50 日以上と定められるとともに、「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」では、調達機関による独自の会合の開催を求める等、きわめて煩雑な手続きが規定されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	政府調達に関する協定(1996年)付属書 I 付表 3		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	事業政策課

通商（４）	企業内転勤の在留資格要件緩和【新規】		
規制の現状	<p>本邦法人の外国事業所勤務者が転勤し、本邦で就労するには、出入国管理及び難民認定法により、申請に係る転勤の直前に当該企業の外国にある本店、支店その他の事業所において１年以上の就業経験が必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 外国にある本店、支店その他の事業所における１年以上の就業経験という条件をなくすことを要望する。</p> <p>（理由） 国際的なプロジェクトまたは工場の立ち上げ等に伴い、日本企業の本店、支店、その他の事業所における勤務者を本邦に招き、業務を遂行させるケースが増えている。例えば、国際競争力上の観点より、英語を母国語とする国のエンジニアを雇い、即戦力として活用するケースが増えているが、「就業経験１年」の基準がネックとなり、本邦で業務を遂行させることが困難となっている。 企業内転勤の円滑な流れの確保は、日本企業の国際競争力強化にとって不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>出入国管理及び難民認定法第７条１項２号の基準を定める省令（平成２年５月２４日法務省令第１６号） 法別表第１の２の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動</p>		
所 管 官 庁	法務省	担当課等	

通商（５）	一部の一般貨物に対する輸出入通関手続の簡素化【新規】		
規制の現状	<p>貨物を輸出または輸入する場合、当該貨物の品名、数量、価格、その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>下記のような輸出入統計に計上されない貨物、反復使用する貨物等の一部の貨物については、「コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令」第２条に定められる国際コンテナ並みの通関手続を適用すべきである。</p> <p>〔簡素化の対象とすべき貨物の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関税定率法第１４条の１０（無条件免税）の対象となる、本邦から輸出した貨物であって、再輸入する際、輸出時と形状・性質が変わっていないもの。 ・関税定率法の第１４条の１１（無条件免税）の対象となる、本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む）。 ・関税定率法第１７条２，３（再輸出免税）の対象となる、輸出入貨物の容器で政令で定めるもの。 <p>（理由）</p> <p>現行では、一般貨物は貨物の種類に係わりなく税関長当てに輸出申告を行い、許可を得なければならないが、上記のような輸出入統計に計上されない貨物、反復使用する貨物等の一部の貨物についてまで許可申請を行うことは非効率であるため</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	関税法第６７条（輸出又は輸入の許可）		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	関税局

通商（６）	輸入貨物が関税率ゼロの場合の現実支払い価格による申告		
規制の現状	<p>輸入貨物の課税価格は「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（関税評価協定）」の第1条1及び第8条1を受けて、関税定率法第4条において、現実支払い価格にその含まれていない限度において加算要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格とされている。</p> <p>外国貨物を輸入する場合は、関税法第7条及び第67条により、当該貨物の品名、数量、価格等を申告することとなっているが、関税法施行令第59条及び第59条の2において、申告価格は上記課税価格に相当する価格とされており、関税がゼロの貨物についても、実質的には加算要素を申告する必要はないにも関わらず、加算要素の額を加えた価格を申告価格とすることが義務付けられている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 輸入貨物の申告価格は、現実支払い価格に加算要素の額を加えたものとされているが、関税率ゼロの場合は現実支払い価格で可能とする。</p> <p>（理由） 例えば電気・電子機器の分野においては、現在、関税が課せられる貨物は一部部品を除きごくわずかであり、これら貨物については課税価格を計算する必要がなくなっている。加算要素を申告するためには、「日本からの部品輸出」、「海外送金」、「海外出張」等の社内の日常オペレーション毎に「輸入貨物への影響の有無」を把握しておく必要があり、社内業務への負担が大きい。</p> <p>実際には必要のない数値を出すための不必要な業務が軽減されれば、輸入者の負担が大幅に軽減する。</p> <p>昨年も同様の要望を提出したところ、関税率ゼロの場合に現実支払い価格を課税価格とすることは関税評価協定違反となり、措置困難との回答があった。しかし、わが国は関税率がゼロである分野が多く、その結果として同協定に起因する不必要な業務による企業の負担も大きい。仮に国際協定が社会の実態から見て適切に機能していないのであれば、その規定を是正することが必要であり、WTO（世界貿易機関）等の場において、関税率ゼロの場合は現実支払い価格が課税価格となるよう諸外国に働き掛けることを要望する。これにより、わが国において、関税率ゼロの場合は、輸入貨物の申告価格が現実支払い価格で可能となることに繋がる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定第1条1、第8条1 関税定率法第4条 関税法第7条、第67条 関税法施行令第59条、第59条の2</p>		
所管官庁	財務省	担当課等	関税局調査保税課

通商（ 7 ）	陶器の輸入に関わる安全性検査における外国検査機関データの受け入れ 【新規】		
規制の現状	輸入陶器を国内で販売する場合、食品衛生法に基づき、公的機関（日本食品分析センターなど）による安全性検査に合格することが義務付けられている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 陶器を外国から輸入して国内で販売するに際し、当該陶器が輸出国（例：英、独など）の検査機関によってわが国の食品衛生法の基準を満たすことが確認されている場合は、日本国内における再度の安全性確認を不要として欲しい。</p> <p>（理由） 輸入に際する手続の簡素化などにより、輸入コストの削減が可能となり、より安価な製品を消費者に提供することができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	食品衛生法 第7条、第8条、第9条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	食品保健監視衛生課

通商（８）	電気機器の防爆基準の相互認証(海外防爆電気機器採用時に課せられる国内検定機関による受検制度)【新規】		
規制の現状	国内の防爆に関する技術的基準は、労働省通達基発第 208 号、基発第 556 号により、国際規格（IEC:国際電気標準協会規格）と整合化しているが、海外防爆電気機器を購入・使用する場合、外国検査機関（Underwriters Laboratories Inc（米国）等）にて認証されている機器に対しても、再度国内における認定機関である(社)産業安全技術協会の実施する検定を受検せねばならず、海外防爆機器採用の障壁となっている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>IEC規格又はそれと整合化されている外国規格に適合したものであることが外国検査機関（Underwriters Laboratories Inc.（米国）等）によって認証されている製品については、再度国内における検定機関(（社）産業安全技術協会)の実施する検定を受検することなく、輸入後即時使用可能となるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>検定が重複するため、海外からの防爆電気機器調達が妨げられている。重複が除かれれば、海外製の防爆電気機器の調達が容易となり、販売先の拡大によるコストダウンが期待される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>労働安全衛生法及び同関係規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法(昭和 47 年法第 57 号)第 44 条の 2（型式認定） ・労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 14 条の 2（型式検定を受けるべき機械等） ・機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 2 章型式検定(第 6 条～第 17 条) ・電気機械器具防爆構造規格(昭和 44 年労働省告示第 16 号) ・技術的基準[電気機械器具防爆構造規格(昭和 44 年労働省告示第 16 号)における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準（IEC 規格 79 関係）の改正について]（通達）第 556 号（H8 / 9 / 6） 		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	安全衛生部安全課

通商（９）	グループ企業の海外現地法人との技術情報の共有		
規制の現状	<p>外国為替及び外国貿易法では、輸出貿易管理等の関係政令で定められる特定の技術や物資を特定の地域への提供・輸出、および海外との役務取引を行う場合等に、主務大臣の許可を得なければならない。</p> <p>特定の地域における非居住者との間で技術情報等の共有を行う場合、たとえ相手がグループ企業の海外現地法人であっても、安全保障輸出管理規制上の手続が必要となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>事前に届け出たグループ企業同士であれば一括して情報共有を認める等の措置によって、海外現地法人との個別の技術情報の共有に関しては、輸出貿易管理令上の手続きを不要とすべきである。あるいは、グループ企業同士の技術情報の共有に関しては、一般包括許可の対象を拡大すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>グループ企業内では、技術情報の共有が頻繁に行なわれており、個別の情報に関して輸出貿易管理令上の許可手続きを経なくてはならないことは、事業者にとって大きな負担である。</p> <p>現状では、一般包括許可の活用はできるが、日本企業の進出が著しい東アジアが含まれる「その他の地域」向けでは、適用範囲がB a s i c L i s t 技術に限られる等制約が多い。また、特定包括許可は継続的な取引関係等の制約がある。</p> <p>なお、米国では海外グループ会社への社内使用目的の暗号技術提供に関してはテロ支援7ヶ国を除いて規制除外されている等、日本に比べ規制緩和が進んでいる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	外国為替及び外国貿易法第 25 条		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（10）	コンプライアンス・プログラム届出制の廃止		
規制の現状	<p>輸出関連法規の遵守に関する内部規定(コンプライアンス・プログラム(以下、CP))は、輸出企業が自発的に策定するものであるが、所管大臣からの要請(「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」)によると、策定又は見直されたものは戦略物資輸出検査官室まで速やかに届け出るものとされている。そこでは、輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設けること、取締役以上が取引審査の最終判断権者になること、法令違反が判明した場合には速やかに関係官庁に報告すること等の9項目を考慮して輸出管理体制の整備を図ることが述べられている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。 その一環として、CPの届出制を廃止すべきである。</p> <p>(理由) CPが包括許可の条件になっている場合を別とすれば、CPを輸出管理当局に届け出ることとしている先進国は日本だけであり、その必要性及び根拠はまったくない。さらに、CPにおける要請内容(上記～等)は、法令を遵守するために最低限必要な範囲を超えており、かつ、当局がCPの記載内容について合意しなければ届出は行えず、事実上、企業の輸出管理に行政指導を行うための手段となっている。 CPの届出制を廃止することで、より変化に対応しやすい柔軟な管理体制の構築が可能となる。 昨年度も同様の要望をした際、「CP届出を輸出管理徹底の後ろ楯にしている企業も多い」旨の回答があったが、届出を望まない企業に対しても通知により、なかば届出を義務化している現状を見直すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6貿第604号、平成6年6月24日)		
所管官庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（11）	行政手続法の適用除外の撤廃		
規制の現状	<p>外国為替及び外国貿易法において、安全保障輸出管理は、行政手続法第2章及び第3章が適用されないこととなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 外国為替及び外国貿易法第55条の12の改正により、安全保障輸出管理に係る許可について、原則として、行政手続法第2章及び第3章を適用すべきである。</p> <p>（理由） 現在、輸出管理の許可申請において、不許可とされる事例は事実上ほとんどない。これは、許可されないと判断される申請は受理されないか、あるいは申請取り下げを求められるためである。しかし不許可でなく、受理されない場合、契約相手から輸出者側の責任とされ、契約不履行による損害賠償請求を受けることがある。</p> <p>行政手続法が適用されれば、申請が許可されないこと及びその理由が明らかにされることとなる。この結果、「国際的な平和及び安全の維持」という規制目的の達成を妨げることなく、公正性及び透明性を確保した上での許可手続きが行われるとともに、民間企業の円滑な事業活動に資することとなる。また、適用除外とする理由として「国際的な平和及び安全の維持の観点」ならびに「外交上の障害となる恐れ」とあるが、真にそれらの恐れがある事項のみに限定的に行うべきである。</p> <p>さらに、行政手続法が適用されないため、申請が受理されるまでの事前相談の期間が審査の標準処理期間に含まれない問題もある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>外国為替及び外国貿易法第55条の12 「輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）」（平成11年6月18日）</p>		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（12）	「許可を要しないもの」に関する確認の廃止		
規制の現状	<p>輸出貿易管理令第5条では、税関は、輸出品が規制対象品目である時に輸出許可があることを確認することだけでなく、通関において許可を要しないものに関しても、すべて輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨が定められている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。 輸出貿易管理令第5条の「…又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」の部分削除し、輸出許可を要しないものに関する税関による確認を廃止すべきである。</p> <p>（理由） 許可を要するものを確認するために疑義のあるものを確認することは本規定がなくとも当然のことであるにも関わらず、本規定により許可を要さないことが明らかであってもその確認が義務付けられている。よって、輸出品の中で輸出許可を要する貨物はきわめて限られているにも関わらず、輸出企業が輸出管理に費やしている労力及びコストの大半は、輸出許可を要しないことを証明する文書の作成等にあてられている。 輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨を定めた法令は、欧米諸国を始めとしてわが国以外には見当たらず、わが国がこうした規制を導入している必要性及び根拠はない。さらに、わが国法令の中でも、輸出貿易管理令の他に税関が許可を要しないことを確認する旨を定めた法令は見当たらない。 昨年度も同様の要望をした際、「C I S T E Cのリストに掲載されている品目の充実を図る」との回答があったが、そもそも輸出許可を要しないことが明らかな製品についてはC I S T E Cリストへの登録の必要もないはずであり、根本的な解決策とはなっていない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	輸出貿易管理令第5条1項		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（13）	一般包括輸出許可における「その他の軍事用途規制」に関する規制緩和		
規制の現状	<p>「一般包括輸出許可等取扱要領」では、第一種又は第二種の一般包括許可において、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外の地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合には、その効力を失うこととなる。この結果、上記のような場合の輸出は、個別許可の対象となる。</p> <p>また、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合又はその疑いがある場合及び輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外を仕向地として輸出される貨物が、その他の軍事用途に用いられる疑いがある場合には、規制当局（経済産業省）に届け出ることとされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>「一般包括輸出許可等取扱要領」に関して、大量破壊兵器以外の「その他の軍事用途に用いられる場合」を、失効あるいは届出の要件から除外すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>「一般包括輸出許可等取扱要領」では、平成13年5月16日付改正において、大量破壊兵器の開発以外の「その他の軍事用途に用いられる場合」に関する新たな規制が導入された。さらには、「その他の軍事用途」および「疑い」の範囲が広く漠然としており、規制の範囲が極めて拡大している。</p> <p>こうした規制は、国際的にも例がなく、事業上の過重な負担から、国際競争力が損なわれる。米国では、大量破壊兵器以外であれば用途による規制はない。またEUでも、大量破壊兵器以外の規制は、武器禁輸国への通常兵器の輸出に対象が限定されている。</p> <p>なお、昨年度も同様の要望をしたが、規制拡大の必要性及び根拠が、まったく明確にされていない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	「一般包括輸出許可等取扱要領」（6貿第211号、平成14年7月1日）		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（14）	輸出管理に係る規制体系の簡素化		
規制の現状	<p>安全保障輸出管理に係る既存の規制体系は、「法律」、「政令」、「省令」、「大臣告示」、「通達」、「お知らせ」によってなされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>既存の規制体系は、量が膨大なだけでなく、構造が重層的で非常に複雑かつ難解であり、許可申請に際して、事前に照会する機会も多い。</p> <p>規制体制を簡素化するとともに、輸出者にとって判りやすい体系かつ表現で整理し直す措置をすることにより、輸出者にとって利用しやすいものとすべきである。</p> <p>例えば、様々な国名リストが、輸出貿易管理令別表第4、同令の運用通達の別表第1別紙、一般包括輸出許可の通達の別記第1、輸出許可申請のお知らせの別表第1等にあり、それぞれが目的別に書かれており、相互に無関係となっている。こうした国名リストを、少なくとも政令の下レベルで統一すべく諸通達をまとめて体系化すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>規制体系が整理、簡素化されれば、事業者の事務効率は著しく向上し、事業者の負担が大幅に軽減される。特に、本年4月のキャッチ・オール規制導入以後、規制対象となる貨物および技術はますます広範囲となっているため、制度の普及・遵守には、分かり易い規制体系が必須である。</p> <p>なお、昨年度からホームページにより安全保障貿易管理関連法の情報が紹介されている。非常に有益であるため、今後もますますの情報提供をお願いするところである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>外国為替及び外国貿易法第25条・48条、 輸出貿易管理令 外国為替令</p>		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	<p>貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課</p>